

## 「地球温暖化対策推進本部幹事会の開催について」の一部改正について

〔令和7年9月19日  
地球温暖化対策推進本部決定案〕

地球温暖化対策推進本部幹事会の開催について（平成29年1月10日地球温暖化対策推進本部決定）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	改 正 前
2. 幹事会の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。	2. 幹事会の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。
議長 内閣官房副長官補（内政担当） 内閣官房副長官補（外政担当）	議長 内閣官房副長官補（内政担当） 内閣官房副長官補（外政担当）
構成員 内閣広報官 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付） 環境省地球環境局長 経済産業省大臣官房脱炭素成長型経済構造 移行推進審議官 資源エネルギー庁長官 内閣府大臣官房長 警察庁交通局長 金融庁総合政策局長 消費者庁次長 こども家庭庁長官官房長 <u>デジタル庁総括審議官</u> 復興庁統括官 総務省大臣官房長 法務省大臣官房長 外務省地球規模課題審議官 財務省大臣官房総括審議官 文部科学省大臣官房サイバーセキュリティ・ 政策立案総括審議官 厚生労働省政策統括官 農林水産省大臣官房技術総括審議官 林野庁長官 国土交通省総合政策局長 <u>防衛省地方協力局次長</u>	構成員 内閣広報官 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付） 環境省地球環境局長 経済産業省大臣官房脱炭素成長型経済構造 移行推進審議官 資源エネルギー庁長官 内閣府大臣官房長 警察庁交通局長 金融庁総合政策局総括審議官 消費者庁次長 こども家庭庁長官官房長 <u>デジタル庁統括官</u> 復興庁統括官 総務省大臣官房長 法務省大臣官房長 外務省地球規模課題審議官 財務省大臣官房総括審議官 文部科学省大臣官房サイバーセキュリティ・ 政策立案総括審議官 厚生労働省政策統括官 農林水産省大臣官房技術総括審議官 林野庁長官 国土交通省総合政策局長 <u>防衛省大臣官房審議官</u>